

全 国

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		5.0E-1	2.5E+1	3.5E+3	3,547.0
64	エトフェプロックス	1.7E+3	8.2E+2	1.5E+3	7.9E+2	4,855.8
117	テブコナゾール				3.0E+2	295.3
139	トラロメリン			1.5E+2	9.8E+1	248.5
140	フェンプロパトリン			2.1E+2		207.8
153	テトラメリン	1.5E+4	5.9E+2	1.9E+4		34,978.3
181	ジクロロベンゼン	3.1E+4	1.2E+4			43,034.2
225	トリクロロホン		4.2E+2			422.6
248	ダイアジノン		3.9E+1			39.1
251	フェニトロチオン		9.9E+3	2.6E+2		10,155.5
252	フェンチオン	3.4E+2	3.8E+3	3.4E+2		4,464.2
256	デカン酸				4.9E+0	4.9
350	ペルメリン	2.8E+3	2.5E+3	3.0E+3	2.8E+3	11,155.5
405	ほう素化合物		4.6E+1	2.6E+3	1.4E+2	2,759.4
427	カルバリル			1.4E+4		13,687.3
428	フェノブカルブ			8.5E+3	8.5E+3	17,019.3
457	ジクロロボス	6.0E+3	4.3E+4			48,797.2
合 計		5.7E+4	7.3E+4	4.9E+4	1.6E+4	195671.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等